

危機管理マニュアル

(1)安全点検

- ①日常の点検活動として、生徒が生活・学習する場の安全点検を生徒が活動する前に必ず行う。
運動施設・器具、実験施設・器具、調理施設・器具の点検や落下防止措置、薬品や刃物・機械類の管理には特に気を配る。また、避難経路に物等を置かないことも日常から留意する。
- ②定期点検は毎月10日及び長期休業終了前に安全点検表により実施する。安全点検は学期に1回は担当を変更し、違う視点から点検ができるように計画する。
- ③定期点検の他、大雨・強風・地震等の後には、施設・設備・備品の破損等の問題が生じやすいので、きめ細かな点検を行う。
- ④安全点検により問題を発見した場合は、速やかに管理職に報告し、危険回避の措置を行う。安全点検簿には、措置の状況・日時を記入する。

(2)防災教育

- ①まず、自分の身を自分で守る態度・行動力の育成を図る。また、災害等を予想した日常の備えを工夫し、災害時のボランティア活動の重要性への理解も図る。
- ②地震・津波・その他予想される危機的な状況に対する多様な形態での避難訓練を年3回以上実施する。津波に対しては市のハザードマップの浸水地域外の高台までの避難訓練を年1回以上実施する。避難訓練に際しては、消防・警察等関係機関の協力を得る。実情に応じ、地域ぐるみの避難訓練も実施する。
- ③保健体育・理科・社会・総合的な学習の時間・特別活動の時間を中心に、教科や活動の特性や内容に応じて安全に関する指導を意図的に行う。
- ④交通安全教室・薬物乱用防止教室・サイバー犯罪防止教室を教育課程に位置づけ、実情により毎年もしくは隔年で実施する。PTA活動の一環として、また、市青少年センターとの連携による交通指導を毎月1回、補導活動を祭礼時・年末・教研集会時に行う。
- ⑤防災の知識をより豊かにし、危機意識を薄れさせないことを目的とした防災講話を毎月実施する。飯岡地区で過去に起きた自然災害と被害、今後の対応にも触れる。また、東日本大震災後5年、10年という節目には、被害や意識の風化を防ぐために生徒・職員・保護者・地域住民を参加対象とした防災教室を開催する。
- ⑥校外学習時における防災対策として、訪問場所に応じた災害対応を実施計画に入れる。避難用飲料・食料を必ず持参する。宿泊を伴う場合には、火災・地震等の場合の避難経路、集合場所を確認する機会を計画に盛り込む。施設の同意が得られれば、避難訓練を実施する。

(3)緊急連絡体制

- ①緊急時の職員への連絡は、連絡網及びメール配信で行う。
- ②緊急時の生徒・保護者への連絡はメール配信で行う。
- ③週休日・勤務時間外に学校が被災した時は、職員は自身の安全が確保できる状況の場合、登校することを原則とする。特別警報発令時を除き、各種の警報発令時には連絡登校とする。

(4)荒天等への対応

- ①旭市に大雨・暴風警報を含む警報が発令された場合は、生徒は原則として自宅待機とする。
※津波警報・津波注意報・震度5以上の地震発生の場合も自宅待機
※不要な外出はしない、海岸・水路・川に近づかない、自転車は転倒しやすく極めて危険なので乗らない等の指導を徹底する。

- ②天候状況による登校・休校等の連絡はメールや連絡網で伝える。
- ③校外学習時に警報が発令された場合は、戸外の活動は避け、安全な室内での活動に切り替える。
- ④降雪があった場合は、状況により登校を見合わせる等の措置を取る。雪が残り道路が凍結している場合は、歩行や交通の危険に対する指導を十分行い、自転車登校はさせない。

(5)不審者対応

- ①部外者の来校は玄関からのみとし、事務室に要件を告げ、来校者名簿に記名をしていただく。
- ②不審者の校内徘徊に気付いた職員は声をかけ、来校の要件を確認する。要件が不明確の場合は退出させる。
- ③学校の周囲、学校内での違法行為や迷惑行為を発見した場合は、直ちに110番通報をする。
- ④暴漢の侵入に対しては、発見次第、大声・笛等で事件発生を周囲の教室や職員室に伝える。
 - ・生徒を暴漢から遠ざける。(職員は、生徒と不審者の間に入り、防御に努める)
 - ・職員は、手近にある物(刺す股・椅子・机・モップ等)で不審者の移動を阻止する。
 - ・暴漢には複数で対応する。
 - ・至急110番通報をする。
 - ・生徒は体育館に誘導し、暴漢をロックアウトする。

(6)地震対応

- ①震度5以上の地震発生の場合は原則として自宅待機とする。
- ②事務職員は地震が発生した場合、揺れの大小にかかわらず、事務室のコンピュータにより刑部岬ライブカメラ映像で海の状況を確認する。
- ③緊急地震速報通報システム・防災放送・テレビ等で地震速報が発信された場合、校内放送で大きな揺れが来ることを学校全体に知らせる。職員は生徒に第1次避難を指示する。
- ④第一次避難(地震発生時)として机の下等への避難(頭部保護, 身体の安全確保), 避難路の確保をする。
- ⑤生徒を指導中の職員は生徒への指示や指揮を行う。特別支援教育対象生徒に対しては、特に安心させ、落ち着かせるための言葉かけ(状況により手をつないだり、肩に手をかける等の方法で落ち着かせる)をし、教師が最後までそばから離れず、安全な場所まで一緒に避難することを約束し、生徒の状況によっては手をつないで避難する。歩行困難な生徒に対しては、応援を頼み、複数で抱える等の方法により避難させる。
- ⑥火を使っている場合は直ちに消火し、ガスの元栓は閉じる。
- ⑦揺れが収まった後、第二次避難を行う。ヘルメットやカバン等で頭部の保護をする。「お・か・し・も」を実践する。
 - ・火災発生の場合、職員は生徒の避難行動の指揮と消火活動を行う。生徒は火元から遠ざかるように避難させ、校庭に集合、点呼により人員確認をする。
 - ・逃げ遅れた生徒や職員がいる場合は状況をみながら搜索する。
 - ・津波が予想される場合は「津波対応」により避難する。
- ⑧校外学習時には非常用の水・食料を持参する。大地震が発生した場合は、生徒の安全確保を最優先にし、まず直近の避難所に避難する。津波の発生も念頭に置き対処する。
- ⑨生徒在校時に震度5弱以上の地震が発生した場合は安全が確認できるまで学校に留め置き、津波等の危険がなくなった後、状況(通学路・地域の被害の程度等)により二次災害の危険性を十分検討した上で保護者への引き渡しを行う。その場合の連絡はメール及び連絡網で行う。
- ⑩各担当は施設・設備の点検、安全確認を行い、管理職に報告する。必要に応じ、立入禁止区域を設けるなどの安全対策を講じる。教育活動に支障がある被害を受けた場合は、以後の授業日

程等の決定事項を、文書またはメール等で保護者に伝える。

- ⑪緊急地震速報通報システムを学校独自に導入し、情報の迅速な収集に努め、より早い避難行動に活かす。

(7)津波対応

- ①在宅時に津波警報・津波注意報発生の場合は自宅からの避難を最優先にする。登校は見合わせる。登校については連絡網・メールで通知する。

②津波発生の確認

- ・目視 事務職員は刑部岬ライブカメラ映像で海の状況を観察する。
※津波を確認した場合は、教頭は速やかに校内放送等により避難を指示する。
- ・外部からの情報 ラジオ、テレビ、防災放送により状況を把握する。
※外部からの情報は地震発生後数分かかる。情報を確認してからの避難は逃げ遅れる可能性があるので頼りきることは危険。予想をもとに最悪の事態を想定し、早めに避難する。

③避難（地震発生時の第一次避難に続く第二次避難，第三次避難）

- A ア、目視により津波を確認した、イ、様々な状況から20分以内に来襲する可能性が高い、ウ、大地震が発生し津波来襲の可能性はあるが到着時間が不明等の場合は屋上に速やかに避難する。

- ・指示方法 避難指示は大声・拡声器・校内放送（教務）による。
- ・避難場所 屋上（荒天の場合は2階廊下に一時待機し状況に応じ屋上、または、高台に避難をする）
- ・指揮監督 津波来襲時に校長は職員室・事務室で津波の状況を把握し、職員に指示を与える。教頭は全校生徒、職員を指揮・掌握する。学年主任は避難完了後、各学年生徒・職員を掌握する。学級担任は各学級の生徒を掌握する。副担任は校舎の見回りをして生徒の避難確認後学年主任・学級担任を補佐する。
※B以下のケースも同様
- ・引き渡し 津波が完全に終息するまで学校に待機し、その後生徒を保護者に学校で引き渡す。

- B 津波襲来の予報で、波の到着まで時間の余裕（20分以上）があると判明した場合は、屋上から学校北の高台（約800m・徒歩約15分）に避難場所を移す。

- ・避難判断 ライブカメラの目視、マスコミ、防災放送の情報等から判断する。
- ・指示方法 避難指示は大声・拡声器・校内放送（教務）による。
- ・指揮監督 校長は屋上で状況把握と避難指示をする。教頭は全体を、学年主任は学年を、学級担任は学級を指揮監督する。教務主任・生徒指導主任は逃げ遅れた生徒に、養護教諭は怪我人や歩行困難者に対応（可能ならば自動車で避難させる）。副担任は先発し交通整理や交通安全指導にあたる。

※避難にあたっては、怪我人、体調不良者、特別支援を必要とする生徒等に対しては職員が付き添って避難をする。

- C 地震で校舎が倒壊した場合、または、倒壊の恐れが大きい場合は、大津波が即時に襲来する可能性が高いと判断し、直接高台まで避難する。避難の方法はBに準ずる。

※学校から他所へ避難する場合、出入り口は閉めるが地域の避難所としての機能を果たすため施錠はしない。校長は学校に残り地域住民が避難して来た場合の対応に備える。校舎が倒壊した場合は残留しない。

B・Cの場合の引き渡し

校外に避難した場合は津波等が完全に収まった後、学校（体育館）に集合する。人員確認

後、その場で職員が避難名簿にチェックを入れながら目と声で確認し保護者に引き渡す。

- ・周知連絡 入学説明会、保護者会等で、事前に避難方法と引き渡し方法を保護者に周知しておく。避難先や引き渡し方法の連絡は被災直後はメールで、地震や津波が収まった後は校舎玄関への張り紙で連絡をする。防災無線での連絡も依頼する。

④防災用品の活用

- ・笛 職員は常に身近に用意する（生徒の混乱を收拾するため、注意を向けるために使用）
- ・ヘルメット 職員は常に身近に用意する。
- ・拡声器（教頭）、ラジオ（教務主任）、旗（交通指導・整理用、本部用：生徒指導主任）
トランシーバー（安全主任）、懐中電灯（学年主任）、避難名簿（学級担任）
- ・健康観察簿、救急用品（養護教諭）

※主な非常持ち出し用品は会議室にまとめて常備。担当以外も臨機応変に対応する。

⑤部活動中に地震・津波が発生した場合（顧問の指示で避難）

※顧問は日常の活動中、参加人数・氏名・生徒の状況を常に確認する。

- ・第一次避難は授業中の避難方法に準じる
- ・第二次、第三次避難、引き渡しは上記③A・B・Cに準じる。

⑥登下校中に地震・津波が発生した場合

- ・各自（「てんでんこ」）第一次避難後、高台に避難。学校付近にいる場合は職員の指示で避難。家の近くにいる場合は家族と避難。
- ・生徒のみで避難した場合、生徒は最終的に学校に集合するか、直接家族のもとに行く。保健学校に集合した生徒については状況が安定した段階で職員の手で引き渡しを行う。学校に集合しなかった生徒については安否確認をする。
- ・家族と第一次避難・第二次避難等をした生徒は、安全や連絡方法が確保できしだい学級担任または部活動顧問に連絡をする。
- ・学校は被災当日及び学校再開までの間、生徒一人一人の安否確認を継続する。（災害の危険性がなくなった段階で、状況により家庭訪問や避難所訪問による安否確認をする）

⑦勤務時間外の職員の対応

- ・職員は可能な限り学校（状況により高台）に集合し対応に当たる。

(8)火災対応

- ①火災報知機の作動やわずかな煙・匂い等の異常を感じたら確認・報告の行動を迅速に起こ問題解決を図る。
- ②初期消火をするとともに、周囲の教室や職員室に至急連絡をする。教頭（教務）は、校内放送により火災発生・火元・避難経路を生徒・職員に伝え避難指示をする。
- ③生徒を火元から遠ざける。煙を吸い込まないように姿勢を低くし、口をハンカチ等で覆わせる。「お・か・し・も」により校庭に避難させる。最後に避難する者はドアを閉める。
- ④職員は生徒の避難誘導（指導に当たっていた職員）、119番通報（教務・事務等）、初期消火の支援（空き時間の職員）、重要書類等の持出（可能な範囲で）を分担して行う。
- ⑤人員点呼により生徒の安全を確認する。
- ⑥宿泊を伴う校外学習を実施する際には、宿泊場所に到着後速やかに非常口への避難経路を職員・生徒全員が各自直接確認する。状況に応じ避難訓練を実施する。
※非常口確認は2回行なう。1回目は避難経路と非常口の開閉方法、非常口の外の状況を目視する。2回目は目を閉じた状態で非常口に到達できるようにする。
※職員の部屋割は非常口や排煙装置の直近とし、有事の際には非常口に最初に到達し、声や笛

等の音で生徒を誘導する。また、排煙装置を作動させる。職員は生徒全員が非常口から避難したことを確認した後避難する。

(9) 雷対応

- ①積乱雲（入道雲）が発達し、厚い雲が広がり、暗くなってくるような場合は、雷鳴が聞こえる前、雨が降り出す前に、建物の中や自動車の中等の安全な場所に避難する。室内では照明や電気器具からは1 m以上離れた場所に避難し、安全を確保する。
- ②避難をする場合は、安全な場所に素早く移動することを第一とする。金属を外したり、ゴム長靴やレインコートを着たりしても危険度に差はない。それよりも避難のための移動を第一にする。雷が近い場合は、背を低くする。電線があればその真下に沿う場所が落雷を避ける可能性が高い。近くに落雷があった場合は通常1分程度は同じ場所への落雷はないので、その間隙をぬって避難する。グラウンドの中央を横切るのは危険。フェンス等に沿って（少し離れて）避難する方がより安全。
- ③近くに建物や自動車等安全な場所がない場合は、次善の方法として、窪地に腹ばいになる、高い物体（避雷針・木・クレーン・電柱等）の近くの、物体を45度以内に見上げる位置でしかも物体から2～4 m離れた位置に姿勢を低くして避難する。広い場所の中央、海中や海岸、ボート・サーフボード・テント内等は特に危険。
- ④パソコン等の電気機器や電気器具はコンセントを抜く。テレビはアンテナ線も外した方が安全。

(10) 竜巻対応

- ①竜巻が発生したら、コンクリート造のしっかりした建築物の中に速やかに避難する。避難する場所は窓等ができれば窓が少ない部屋や壁で囲まれているスペースがより望ましい。窓からは出来る限り離れ、窓ガラスや窓の外から風に巻き上げられて飛んでくる物から身を守れるようにカーテンは閉め、しっかりした家具の後ろに低く身を伏せるようにして、頭部や首等をヘルメットやカバン等で保護し、避難する。
- ②離れた場所であっても、竜巻に巻き上げられた物が落下してくる場合もあるので、完全に竜巻が収まるまで戸外には出ない。
- ③本校の場合、海岸から来る可能性が高いと考えられる。その場合、体育館1階の多目的スペース（部室前）が、南からの突風や飛来物から身を守れる最適な場所なので、そこを基本に避難する。

(11) 火山活動対応

- ①火山灰（ガラス質で肺に入ると危険）が肺に入らないようにマスクやハンカチ等で口を覆う。
- ②火山灰（ガラス質で目に入ると危険）が網膜を傷つけないようにコンタクトレンズは外す。
- ③火山灰が校舎内に入り込まないように窓やドアにガムテープや濡れた布等で目張りをする。
- ④外出は避けた方が良いが、必要な場合は、火山灰による交通事故の危険（視界が悪くなる、道路がスリップしやすくなる、自動車のフロントガラスに灰が積もり運転者の視界が悪くなる、灰が目に入り目が開けにくくなる）から回避できるよう、自転車に乗らず、周囲に気を付けて歩行するよう指導する。
- ⑤精密な機械、電子機器等を火山灰から守るために、ラップで包む等保護に留意する。

(12) 帰宅困難対応

- ①避難場所で帰宅が出来る状況になるまで待機する。飲料・食料・防寒具等は、現状では備蓄がないので市の配給を受け対応する。また、最低限の備蓄の用意を市に要望する。

②学校・高台以外の場所に避難指示が出た場合は、そちらに移動し待機する。

③待機の状況はメールで保護者に連絡する。市の防災放送も依頼する。

(13) 避難所対応（学校が避難所となった場合）

①勤務時間中においては、全職員が避難所運営等の市災害対策業務に協力する。

②土曜日、日曜日、夜間等の勤務時間外の場合は、旭市災害対策協力員に指定されている者を中心に、可能な限り日時を問わず出勤する。

③管理職の指示で避難所の被害状況把握・火災発生時の初期消火活動・施設の開放・施設の管理・避難民への対応・必要物資の配付・災害対策本部への情報伝達等を行う。

④避難所となった場合の学校職員の役割分担と主な業務

- ・責任者 [校長]
- ・総務、広報（連絡調整、情報提供、要望・苦情処理、マスコミ対応） [教頭]
- ・施設管理（避難場所割振・管理（体育館、図書室、視聴覚室、美術室、トイレ、廊下、校庭、駐車場）、備品管理、燃料管理） [教務]
- ・生徒指導（安否確認、生徒活動、ボランティア活動等の指揮） [生徒指導主事]
- ・校舎案内、受付、電話呼び出し、避難名簿 [事務]
- ・医療、保健（救急処置、体調不良者対応、トイレ等の消毒、救急用薬品、うがい薬、手洗いせっけん、マスク等）、介護、医療看護チーム編成 [養護教諭]
- ・ボランティア（受付、グループ作り、活動の手配） [3学年主任・職員]
- ・緊急物資配付（食糧、水、毛布等） [2学年主任・職員]
- ・緊急物資受け入れ・管理（食糧、水、毛布等） [1学年主任・職員]
- ・炊き出し [家庭科、給食担当、用務員]

※まず、避難民を安心させる対応や言葉かけを行う。

※生徒、避難民も役割分担をして、全体で避難所を運営する協力体制、一体感を作る。

※避難所の部屋割りや使用スペースについては、傷病者・特別支援を必要とする者等配慮が必要な者へ十分留意した環境を用意できるように努力する。

※避難民のグループ編成をして、リーダーを決め、仕事の分担、要望・苦情の取りまとめや対応等を組織的に行う。

※避難名簿作成、避難場所と利用者の所在把握、避難所独自のルールの作成・周知、伝言や情報伝達スペースの確保、連絡係の指定、清掃係の指定と当番の割振、トイレの使用法の徹底、要介護者への支援は必須。

※旭市災害対策協力員（校長・教頭・佐久間光億教諭）は、震度5強以上の地震が発生した場合や千葉県九十九里または外房地区に津波（大津波）警報が発令された場合は自主登校をする。大雨・洪水・高潮・がけ崩れの一つ以上に警報が発令され場合及び災害対策本部が協力員の登校が必要と認めたときは、連絡登校となる。災害対策協力員は、勤務時間内は学校としての災害対策を優先し、勤務時間外は校舎・体育館を開放し避難住民の受け入れ体制を整える。また、市の災害対策要員と連携し、避難住民の収容・給水・備蓄品の配布・災害対策委本部への情報伝達を行う。そのために、平常から関係施設の鍵の所在の確認・防災行政無線の使用訓練・非常時の登校経路の確認等を行う。

(14) 事件・事故対応

①生徒・家族・教職員に関係する事件・事故が発生した場合、冷静かつ迅速に初動体制をとらなければならない。その際、保護者や地域住民、関係機関等との連携が重要である。

②生徒・家族・教職員等の心情に配慮し、誠意をもって関係者と向き合い、真正面から事故等に対応することが重要である。

③校内・生徒・学校に関する事件・事故対応

- ・生徒を安全な経路で誘導し、安全な場所に避難させる。
- ・負傷状況の把握、人数、氏名等、応急手当必要に応じて救命措置（救急車での搬送・AEDの使用等）を行う。
- ・110番通報、119番通報、エピペンの使用等は躊躇せず、迅速に対応する。
- ・救護等のために他の教職員への応援依頼、連携を速やかに行う。場合により他生徒の応援も視野に入れる。
- ・登下校中の事故については、第一報を受けた職員は、発生場所、救急車の手配及び警察への通報について確認する。管理職は、職員を事故現場に派遣し、情報の収集を指示する。養護教諭は他の職員と協力して事故者の応急手当に当たる。救急車で搬送される場合、養護教諭又は他の職員が同乗する。状況により、他の生徒の安全確保のための措置をとる。担任は保護者に連絡し、状態や搬送先の病院名等を伝える。付添となった職員は、被害児童の氏名、負傷状況、搬送先の医療機関を確認し、学校へ報告する。
- ・事件、事故発生後、生徒の救護や安全確保完了後管理職への報告、連絡を速やかに行う。
- ・市教委（場合により学校医、保健所等）への概要説明、今後の対応等について連絡、相談をする。
- ・事件、事故の内容により、生徒の安全を確保するために早い時間帯での下校、複数での下校、保護者への引き渡し、部活動中止等の措置を取る。その場合、帰宅後は外出禁止とし、全員の帰宅完了確認を行う。以上の対応について保護者にはメール等で連絡する。
- ・被害にあった生徒の保護者への事故等の概要説明、被害状況、搬送先病院等の連絡を速やかに行う。
- ・校外活動中の事件、事故については、あらかじめ出先の医療機関や警察等への連携手段を講じておくとともに、事件・事故が発生した場合は、学校（管理職）と連携を取りながら、校内で発生した場合に準じて対応する。
- ・頭部打撲の場合、安静に寝かせて頭を冷やし、意識レベル・吐き気・嘔吐・頭痛の状態等の有無を確認する（症状によってはむやみに動かさない）。特に、意識レベルの低下、頭痛が強くなる、嘔吐が2回以上、目が見えにくい（二重に見える、ぼんやりする）場合は、救急車で搬送し専門医の受診をする。児童の容体が安定している場合でも、2時間後の状態を確認する。
- ・心臓に問題があると思われる場合は、意識レベル・呼吸・脈の確認により、状況が悪い場合は、119番通報（救急車対応）及びAEDでの対応を同時に早急に行う。対応のため、周囲の職員・保護者・生徒等の協力を依頼する。
- ・事件や事故の内容、状況により校内対策本部を設置し、職員間で情報や対応方法を共通理解し、統一した対応を取る。
- ・外部との対応窓口は教頭とする。外部対応のための電話回線を空けておく。報道機関への対応については、十分な事実確認ができていない段階では、未確認の事項への即答は避ける。発表内容については、被害者やその保護者の意向を踏まえた客観的事実を正確に伝える（憶測や推測は避ける）。撮影要請等に対しては生徒への影響に配慮した対応（原則撮影・録音禁止等）をとる。生徒・保護者・教職員のプライバシーに配慮する。教育委員会や関係機関と密接に連携をとる。
- ・PTA等への概要説明、今後の協力依頼等を行う。
- ・正確な記録の保存に努める。事故等の概要（発生日時・関係児童名・事故等の内容・被害状

況等)を時系列で整理する。

- ・事件、事故等により教育活動が停止した場合の教育活動再開の留意点として、教職員等の安全が確保されていること、生徒、教職員の動揺が沈静化していること、原因が究明され、再発や二次被害(二次災害)が起きたりしないこと、事後処理等における教育活動への支障がないことが挙げられる。状況によって、全校集会や保護者説明会を開催する。

(15)健康問題・感染症・食中毒対応

- ①感染症や食中毒が発生した場合、迅速かつ的確な情報の収集及び関係機関との連携の上に立ち、感染や被害拡大防止に努める。また、日常から生徒の健康状態等について常に関心をもち、感染症や食中毒が疑われる症状(嘔吐・発熱・下痢・皮膚の異常等)の早期発見に努める。そのために、日常から報道や保健関係資料等により国内外の感染症や食中毒の発生状況把握に努める。
- ②日常から手洗い・うがいを励行させるとともに、感染症や食中毒の正しい知識と二次感染の予防について指導する。
- ③感染症の疑いのある児童(教職員)が発生した場合は、当該生徒(教職員)が人と接することを避け、マスク等の感染拡大防止措置を取る。空気感染防止のため、状況により教室内を換気する。
- ④対応に当たる教職員は、ゴム手袋、マスク等を着用し、可能な限り直接の接触を避ける。対応後は、流水や消毒液等での洗浄、ペーパータオルで拭き取るなど、直ちに感染源等となる分泌物等を除去する。
- ⑤養護教諭は感染、中毒の状況を確認し、管理職及び職員への周知、当該生徒の保護者への説明や受診の勧告、教育委員会・健康福祉センター(保健所)・学校医への報告等を行う。食中毒が疑われる場合は、管理職は速やかに教育委員会、給食センターに第一報を入れる。
- ⑥具体的な対応については、健康福祉センター(保健所)・教育委員会の指示に従う。
- ⑦集団感染や集団食中毒が確認された場合、及び感染の拡大が予想される場合は、教育委員会・健康福祉センター(保健所)と協議し、臨時休業等の対策を検討する。
- ⑧校外学習時の健康問題の対応として、深刻な持病がある生徒が存在(参加)する場合は、宿泊場所及び移動途中において医療機関との連携を図れるようにしておく。
- ⑨アレルギー対策として、校内食物アレルギー対応マニュアルを作成し、管理指導計画を作成し、アレルギー疾患がある生徒の把握、予防措置、緊急時の対応等について明確にしておく。必要に応じて面談を実施し、状況把握やより細かな対応方法を検討する。

(16)薬品管理関係

- ①理科担当、養護教諭は、薬品の保管方法、在庫状況を常に把握し、適正な管理に努める。薬品類は使用の都度管理簿に使用状況を記入する。校長は年2回、使用状況を管理簿・現物で点検する。
- ②紛失に気付いた職員は、速やかに薬品名及び数量、紛失年月日の確認を管理職に報告する。
- ③薬品の漏洩に気付いた職員は、速やかに応急処置をとるとともに、管理職に報告する。
(薬品の種類・特性に応じて、まず大量の水を流して希釈する・中和するなどの措置を講ずる)
- ④生徒への被害があった場合は、直ちに応急処置を行い、状況によって、救急車を要請する。保護者に対しては状況を説明するとともに、原因究明への協力を依頼する。
- ⑤管理職は状況等を教育委員会・健康福祉センター(保健所)・警察署・消防機関に報告し、教育委員会・警察署・健康福祉センター等が行う調査や実況見分に協力する。
- ⑥全校生徒に対し、臨時の全校集会を開き、薬物紛失・漏洩の発生状況を知らせるとともに、発

見時等の対処方法について指導する。

⑦事故発生原因を究明するとともに、再発防止に努める。

※参考 「毒物及び劇物取締法」第16条・第17条

(17)メンタルヘルス関係

- ①生徒が事件・事故や災害に遭った場合、また、家族が事件・事故や災害の被害に遭った場合、状況に応じ心的外傷等に対するケアを十分に行う。
- ②教育委員会、医師、スクールカウンセラー、保護者等と連携を図り、状況の把握と専門的なカウンセリングが受けられるように配慮する。
- ③外傷後ストレス障害（PTSD）は被害・被災から数ヶ月、数年経た後に見られる場合もあるので、継続した対応を続ける。

※「危機管理マニュアル」は職員会議で読み合わせを行い、全職員の共通理解を図る。

※「危機管理マニュアル」は避難訓練等時・学級活動・総合的な学習の時間等機に応じて生徒に説明する他、毎月の防災講話でも取り上げ、生徒の内容への理解を深める。

※「危機管理マニュアル」は、生徒・職員・学校・地域の実情、避難訓練の評価・反省、国・県・市の災害対策マニュアルや資料等をもとに、毎年見直しを行い改善する。